

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和七年二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第七号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和七年一月二 十四日	指定の年月日
埼玉県富士見市大字水子字氷川前千三百九十七ー 四並びに千三百九十八、千三百九十九、千四百五及 び千四百六一一の各一部並びに千三百九十七ー四、 千三百九十八、千三百九十九、千四百一六、千四百 一、千四百四、千四百五及び千四百六一一の各先	指定に係る道路の位置
五十・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
二十・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)